2026 年 10 月 27 日

各　位

会 社 名　ニデック株式会社
代表者名　代表取締役常務執行役員　南井正之
取 引 所　東証プライム（6594）
所 在 地　京都市南区久世殿城町 338
問合せ先　ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ部長　渡邉　啓太
電　　話（075）935-6150

当社元役員に対する損害賠償請求訴訟の提起について

当社は、2026 年 10 月 16 日付「役員責任調査委員会からの調査報告書の受領について」にてお知らせしましたとおり、同日、役員責任調査委員会の調査報告書を受領いたしました。

当社は、同調査報告書に基づいて、当社現旧役員に対する提訴の要否を検討した結果、本日、以下のとおり旧役員の責任を追及する損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

① 当社旧取締役
・永守重信氏・小部博志氏・佐藤明氏・吉本浩之氏・関潤氏・岸田光哉氏：会社法 423 条 1 項に基づく損害賠償責任

② 当社旧監査役
・村上和也氏・落合裕之氏：会社法 423 条 1 項に基づく損害賠償責任
（村上氏については、同年 10 月 16 日付にて執行役員（最高法務責任者）を辞任。）

③ 当社旧執行役員
・旧執行役員 1 名（当社元 CFO（2022 年 5 月から 2026 年 3 月まで））：民法 644 条・415 条 1 項又は執行役員規程に基づく損害賠償責任

なお、本訴訟については、訴訟代理人として、役員責任調査委員会の委員及び補助者を務めていた以下の弁護士に委任することを併せて決定しております。
・菊地　伸　弁護士（外苑法律事務所）
・松山　遙　弁護士（日比谷パーク法律事務所）
・小川直樹　弁護士（日比谷パーク法律事務所）

当社は、今後、各人に対する請求額等を検討し、訴訟提起の準備が整い次第、本訴訟を提起する予定です。本訴訟を提起した場合には、速やかに開示いたします。

また、役員責任調査委員会の調査報告書においては、剰余金処分に関して、調査報告書提出までに過年度の訂正有価証券報告書が提出されておらず、調査の対象とすべき過去の分配可能額が不確定な状況にあり、同調査報告書において取り扱うことは困難であるため、最終的には調査対象外として整理した

旨記載されております。当社としては、かかる責任につきましては、過年度の計算書類の訂正が完了した後に提訴等の必要な法的措置を検討し、速やかに対応してまいります。

以　上